

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年1月5日認可した。

平成19年1月19日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
高松市牟礼町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）王子中池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）王子奥池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）南谷新池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）西浦池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池整備事業）三枚岩下池地区
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）西神内東地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）奥中谷地区
香川県内場池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）立手地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）山崎地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）成合支線地区
香川町南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）梅ヶ井地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）大春田地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）荒北地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）大谷池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）下世中地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）下川原地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）出井地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）龍満北地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）利兼地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）牢ヶ谷地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）東高須地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）岡又支線地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）末角地区
香川町浅野土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）ニゴリ池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）一宮池地区
高松市糠山池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）矢野地区